

身情審答申第 1 号

平成 19 年 9 月 6 日

身延町長 依 田 光 弥 様

身延町情報公開審査会

会 長 深 澤 徹

(印省略)

情報の非開示決定に対する異議申立ての審査について (答申)

平成 19 年 7 月 20 日付けで諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

諮問実施機関：身延町長

諮問日：平成19年7月20日

答申日：平成19年9月6日

諮問件名：身延町との訴訟に係る訴状・答弁書一式の非開示決定に関する件

答申

1 諮問された事項

身延町情報公開条例（以下「条例」という。）第4条に基づき、平成19年5月7日に異議申立人から「法定外公共物使用不許可取消訴訟事件の訴状・答弁書一式（以下「本件情報」という。）」についての情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）がなされ、同年5月11日に身延町長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、非開示とする決定（以下「本件決定」という。）を行った。

これに対して請求人である異議申立人（以下「申立人」という。）により同年6月27日に実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」）が行われた。

本件異議申立てについて、実施機関より意見を求められたので、以下のとおり答申する。

2 審査会の結論

身延町との訴訟に係る訴状・答弁書一式を非開示とした決定は、妥当である。

3 申立人の主張

申立人が、異議申立書および意見書で主張している本件異議申立ての概略は次のとおりである。

- (1) 本件決定は、条例1条の趣旨に反している。
- (2) 本件情報を条例5条6号イに該当するものとしたことについて、当事者間において本件情報は共有されており、原告に友好的な関係者であれば容易に入手することが可能であり、また、甲府地方裁判所で第三者でも閲覧することができるため、本件情報を開示することで事務遂行に支障をきたすとは考えにくい。
- (3) この訴訟について、多くの町民が関心を持って見守っている。
- (4) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律において行政文書の開示義務を規定する5条1項ロに該当する情報であること。

上記理由により、本件処分は条例の解釈・運用を誤ったものであり、処分の取り消しを求める。

4 実施機関の主張

実施機関が行った本件決定および審査会に対する理由説明書において主張してい

る内容の概略は次のとおりである。

- (1) 身延町情報公開条例（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえたうえで、開示または非開示とするべきなのかの判断を行っている。また、それによって起こり得る利害関係人の利益が損なわれないように考慮したうえで判断すべきものである。
- (2) 本件開示請求は、現在係争中のものであり、町は被告でありながら行政として中立公平の立場で原告の権利、財産までも保護しなければならない。また、本件情報は裁判所による判決がされたものではなく、未成熟な情報であり、本件情報を開示した場合、現在進行している審理と異なった判断が行われる事が想定され、さまざまな解釈や憶測などにより、無用な混乱を招く可能性がある。

また、当該裁判所において何人にも訴訟記録の閲覧が保障されているところであるが、第三者に対して謄写までを認めているものではない。この点からも、係争中の本件情報を当事者以外の第三者に情報開示し、謄写を認めることは好ましいことではないと考える。

- (3) 住民がこの裁判に対して関心を寄せていることは十分理解しており、それだけに慎重に行動している。
- (4) 申立人は、国の法律に基づいて主張しているため、判断の根拠にはならない。条例の規定によって判断を行うものである。

上記理由により、本件情報は条例5条6号イに該当するものであり、申立人の主張する「条例の解釈・運用を誤ったもの」ではない。

5 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成19年7月20日	諮問
平成19年7月26日	第1回審議
平成19年8月 8日	実施機関から理由説明書收受
平成19年8月28日	第2回審議
平成19年9月 6日	第3回審議

(2) 審査会の判断

ア 本件情報の条例5条6号イ該当性について（3申立人の主張(2)、4実施機関の主張(2)）

実施機関は、本件開示請求は、現在係争中のものであり、町は被告でありながら行政として中立公平の立場で原告の権利、財産までも保護しなければならない。また、本件情報は裁判所による判決がされたものではなく、未成熟な情報であり、

本件情報を開示した場合、現在進行している審理と異なった判断が行われる事が想定され、さまざまな解釈や憶測などにより、無用な混乱を招く可能性があるとして、条例5条6号イに該当するものであると主張する。

条例5条6号は、「町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれのほか当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定し、そのイに「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」として特に例示している。

実施機関が同号イに該当するとした本件情報は、実施機関が所有する通称「赤線青線」の使用について係争中の訴訟事件（以下「本訴訟」という。）であり、「町の財産上の利益」に該当する。また、実施機関は本訴訟の被告であり当事者である。本訴訟の関係情報は、すべて本訴訟上の攻撃防御として影響し、原告の個人情報や営業上の秘密等該当事項についても、被告でありながら擁護していかねばならない立場にあり「当事者としての地位を不当に害するおそれ」に該当する。また、本件情報は、作成された意図、訴訟上の請求の趣旨および原因ならびに争点との論理的関係を理解した上でなければ、その趣旨を正確に理解することはできず、そのままこれを公開するとき、相手方当事者以外の第三者（住民等）においてさまざまな解釈や憶測などにより、無用な混乱を招く可能性があり、実施機関の訴訟遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 民事訴訟法第91条による閲覧制度と情報公開制度の関係について（3申立人の主張(2)、4実施機関の主張(2)）

申立人は、本件情報は「甲府地方裁判所で第三者でも閲覧することができるため、本件情報を開示することで事務遂行に支障をきたすとは考えにくい。」と主張する。

民事訴訟法91条3項にいう訴訟記録の謄写等の請求は、申立人も主張するとおり、「当事者および利害関係を疎明した第三者」のみ認められているものである。これに対して、同法91条1項は、「何人」に対しても、訴訟記録の閲覧の請求を認めている。しかしながら、同法第92条が当事者の申立てによる私生活及び営業の秘密の保護のための閲覧等の制限を定めているとおり、同法第91条による閲覧は無制限ではなく、実際に閲覧が認められているかどうかは、当事者および裁判所の判断に委ねられている。

民事訴訟法による裁判の公開主義においても、個人情報や法人等情報の保護が認められているのであり、実施機関は裁判所とは別に、その独自の制度と判断に基づき、情報公開制度を運用することができる。また、個人情報や法人等情報に該当しない訴訟記録については、民事訴訟法ではその閲覧について特段の制限が

ないが、民事訴訟法による閲覧請求制度と情報公開制度がそれぞれ独自の見地から制定されたものである以上、あらゆる場面において当該訴訟記録をすでに公開されたものとみなすことができないのであるから、条例5条6号イに該当するとした実施機関の判断は条例の解釈・運用を誤ったものではない。

(3) 申立人の主張について

ア 申立人は、本件決定は、条例1条の趣旨に反していると主張する。(3申立人の主張(1))

条例1条は、条例の目的を明らかにし、条例の解釈の指針となるものである。実施機関は、非開示情報を除いて開示しなければならない義務を負うが、一定の合理的な理由(5条各号)に基づき非開示とする場合は、本条の趣旨の例外となるため、条例1条の趣旨に反しているとの主張は認められない。

イ 申立人は、本件情報は当該裁判所において第三者でも閲覧することができることを理由に、本件情報を開示すべきであると主張する。(3申立人の主張(2))

しかしながら、一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであるが、条例に基づく情報公開制度とは趣旨・目的を異にするものであるから、訴訟記録の閲覧制度を理由にして、本件情報が公にされるべきものとの主張は認められない。

ウ なお、申立人のその余の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであるから、いずれも採用することはできない。(3申立人の主張(3)および(4))

(4) 本件決定の妥当性

以上のことから、本件情報について、条例5条6号イに該当することを理由に非開示とした決定は、妥当であると判断した。

6 答申に関与した委員

深澤 徹、深沢敏夫、伊藤松彦、樋川貞夫、市川政秀